

くらしネットワーク

人のうごき 3月16日～4月15日
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	行政区
生まれた子 藤田 海人	仲二	真祈子	西町2丁目
富岡 さくら	雅人	有希	南町3丁目
竹内 りょう太	崇	千晴	17区西町

ご結婚	新婦	行政区
新郎 伊藤 成志	田辺 美佳	南町1丁目

おくやみ	歳	届出人	行政区
亡き人 大垣 正重	78歳	大垣 智子	27区
藤井 ハルヨ	97歳	藤井 美春	7南区
植松 正徳	61歳	植松 愛斉子	17区
湯田 治子	91歳	湯田 敏男	17区
加藤 武次郎	77歳	安部 利子	東町2丁目

人口・世帯数 3月末日現在	
人口	7,857人 (前月比-70人)
男	3,662人 (前月比-44人)
女	4,195人 (前月比-26人)
世帯数	3,382戸 (前月比-30戸)
出生	4人
死亡	8人
転入	44人
転出	110人

夜間納税と相談の日

税務課収納室

5月12日(月)

毎月第2月曜日 17:15~20:00

定住促進課から

お問い合わせは住民室☎内線111

公的年金制度の種類

日本の公的年金制度は、その人の働き方によって国民年金、厚生年金、共済年金という大きく3つの年金があり、国内に住所のあるすべての人に加入義務があります。

〔国民年金保険〕

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が加入しています。老齢、障害、死亡を支給理由として各基礎年金を受けることができます。

第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類の種別があり、働き方によって保険料の納め方が異なります。

▼第1号被保険者

第2号被保険者の配偶者であったり、20歳以上60歳未満の人。ただ

▼第3号被保険者

第2号被保険者の配偶者であったり、20歳以上60歳未満の人。ただ

くらし・ネットワーク

対象は農業、林業、個人事業主など自営業者、学生、フリーター、無職の人など。
保険料の納付は、納付書による納付、口座振替など自分で納めます(納められない場合、免除、納付猶予制度あり)。

▼第2号被保険者

厚生年金保険制度の適用を受ける会社、官公庁、各種学校、団体の職員など、事業所に勤務する方は、国民年金にも自動的に加入します。

国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれています。会社(事業所)で事業主が2分の1を負担して保険料を納付します。厚生・共済各年金保険制度は、それぞれ国民年金制度に基礎年金拠出金を拠出していきます。

▼第3号被保険者

第2号被保険者の配偶者であったり、20歳以上60歳未満の人。ただ

年間130万円以上の収入額がある場合は第3号被保険者とはならず、第1号被保険者となります。健康保険上では被扶養者となります。

〔厚生年金保険〕

適用事業所に使用される70歳未満の加入者は、当然被保険者として厚生年金保険制度に加入し、在職老齢年金の対象になります。20歳から60歳までの間は国民年金の第2号被保険者に分類され、国民年金制度の老齢基礎年金と厚生年金(定額部分+報酬比例部分)の受け取りに必要な資格を取得します(原則保険料支払い要件あり)。

〔共済年金保険〕

国・地方公務員、私立学校教職員などとして常時勤務する人が加入

入っています。短期給付、長期給付があり、短期給付は健康保険と同様の給付を行い、長期給付は年金給付と同様の給付を行っています。

都市建設課から

お問い合わせは、まちづくり推進室☎内線232、233、臨時バスは公共施設管理室☎内線239

親子で暮らす「新築・増・改築」に新補助金

親子で町内に居住するため住宅を新築、増・改築する場合に、町が住宅建設資金を応援する「二世帯居住推進事業補助金」制度が5月から新登場しました。

親または子が町外から転入して自ら居住用の住宅を町内に新築または増・改築(または二世帯住宅

の新築)する場合、その経費を2分の1補助するものです。建て主は町民の方であっても、これから転入される方でも構いません。ただし親が転入する場合は、親が建て主であることが必要です。

補助額は、床面積100平方メートル以上の一戸建て専用住宅の新築購入、増改築費用に対して経費の2分の1、ただし上限額100万円。二世帯住宅の新築、購入の場合には同上上限額200万円。

ほかに○東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たす○住宅の新築、購入、増・改築後1年以内に入居するなどを満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。

くらし楽しくフェスティバルでバス臨時便を運行

5月24日(土)、25日(日)